



国民健康保険の納税通知書の送付

○納税通知書をお送りします

令和7年度の納税通知書を7月10日付けで郵送します。保険税は4月から翌年3月までの加入期間で、加入者の所得などから計算され、7月から翌年2月まで8回に分けて納めていただきます。（保険税が年金から天引きされる方は、年金受給月に自動的に納付となります）

国民健康保険は、皆さんに納付いただいた保険税が支えとなっています。ご自身がケガや病気をした時のため、納め忘れのないようお願いします。

※国民健康保険税は世帯主に納税義務があります。そのため世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主に送付されます。

○国民健康保険税の限度額・軽減判定基準

国民健康保険の運営は、皆さんが納付した国民健康保険税を主な財源としており、適正に確保するため、北海道が示す指針を基に以下のとおり改正しましたので、皆さんにはご理解とご協力をお願いします。

【限度額】

	令和6年度	令和7年度	比 較
医療分	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
合計	106万円	109万円	+3万円

【軽減判定基準】

軽減割合	令和6年度	令和7年度
7割軽減	43万円 +10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	変更なし
5割軽減	43万円+（29万5千円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	43万円+（30万5千円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
2割軽減	43万円+（54万5千円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	43万円+（56万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

※軽減判定基準は、後期高齢者医療保険料も同内容です。

（北海道後期高齢者医療広域連合で賦課します）

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121



後期高齢者医療保険の納入通知書の送付

○納入通知書をお送りします

令和7年度の納入通知書を7月10日付けで郵送します。保険料の納入方法については、後期高齢者医療制度に加入して間もない方など、一部の方を除いて年金からの天引きとなりますが、ご自身の通知書をご確認のうえ、納め忘れのないようお願いします。

○保険証の有効期限が切れる前に、資格確認書をお送りします

後期高齢者医療制度に加入する皆さんには、マイナ保険証の有無に関わらず、申請なしで、令和8年7月末まで使用できる「資格確認書」をお届けします。（令和7年8月から使用できる資格確認書は、7月中にお届けする予定です）

マイナ保険証での受付が難しい方でも、「資格確認書」で医療を受けられますので、ご安心ください。

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121